家畜衛生情報　No.5　　令和元年８月
（施行日）
★三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所
★三八畜産衛生協議会

家畜人工授精及び家畜人工受精卵移植業務の適正実施について

家畜人工授精や家畜受精卵移植の技術は、**家畜の改良増殖に極めて大きな影響**をもたらすため、家畜改良増殖法により、家畜人工授精師又は獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

家畜人工授精師又は獣医は信用を求められるほか、家畜改良増殖法に基づき、**各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管等**も含め、適切に業務を実施してください。

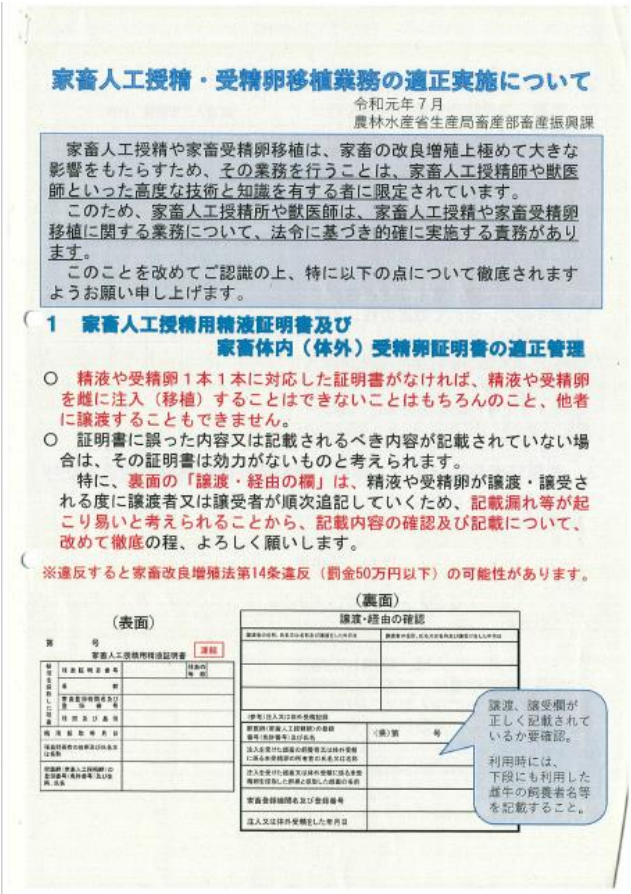

家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和元年７月
農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。
このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。
このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

1　家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

○　精液や受精卵１本１本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。
○　証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。
特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起こり易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願いします。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金50万円以下）の可能性があります。

（表面）　（裏面）

譲渡・経由の確認

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。
利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

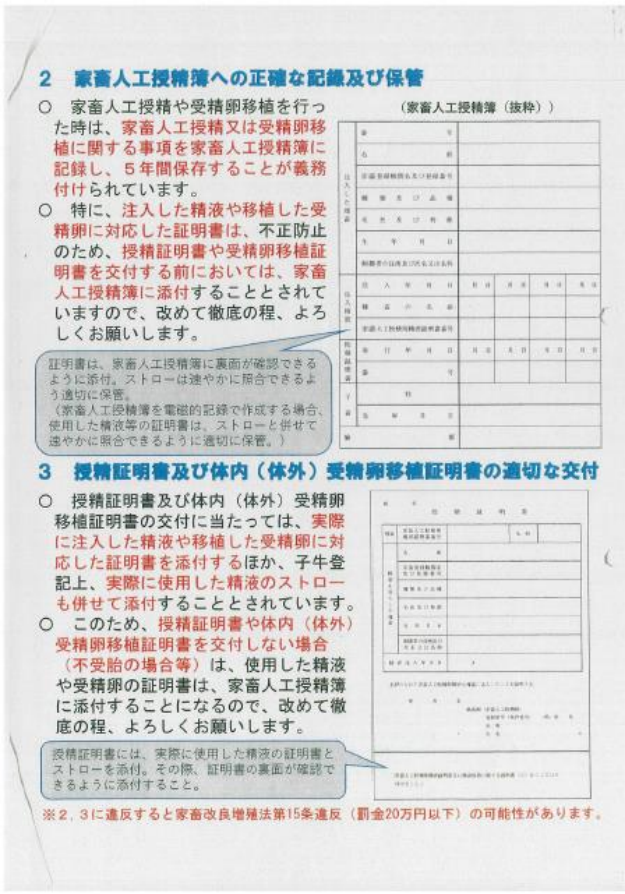

2　家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

○　家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、５年間保存することが義務付けられています。
○　特に、注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしくお願いします。

（家畜人工授精簿（抜粋））

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるよう適切に保管。
（家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。）

3　授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

○　授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。
○　このため、授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくお願いします。

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

※２，３に違反すると家畜改良増殖法第15条違反（罰金20万円以下）の可能性があります。

三八地域県民局地域農林水産部　八戸家畜保健衛生所
ＴＥＬ：０１７８－２７－７４１５　　ＦＡＸ：０１７８－２７－７４１８
土日祝祭日の場合は、　家保携帯　０９０－７０６９－７７１４